

契約仕様書（リース用）

教育委員会総務部
学校事務支援室
(担当：武藤・福井 841-3505)

件名	令和6年度動画編集用コンピュータ及び周辺機器賃貸借（京都市立大宮小学校他 計34校及び学校事務支援室）
契約期間	令和7年3月1日～令和12年2月28日（5年間）
契約条件	<p>1 支払方法</p> <p>(1) 機器リース料及び機器保守料の合計金額を毎月均等払いとする。</p> <p>(2) 請求に基づき、毎月1日以降に前月分を支払う。端数が生じた場合は、令和7年3月分に合算して支払う。</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い</p> <p>本市無償譲り受け</p> <p>3 リース対象機器及び納品場所</p> <p>(1) 対象機器</p> <p>本仕様書に基づき、受注者が納品する全機器</p> <p>(2) 納品場所</p> <p>京都市立大宮小学校他 計34校（以下「納品校」という。）及び学校事務支援室</p> <p>【別紙8】参照</p> <p>京都市立東山泉小中学校については、西学舎と東学舎に分かれているため、それぞれの学舎に納品すること。</p> <p>4 保守</p> <p>含む。【別紙2】参照</p> <p>保守対応は光京都ネットサポートデスクが実施するため、適宜メーカー保証書等取りまとめ提出すること。（保証書が無い商品を除く。）設置後1箇月以内の初期不良等については受注者が速やかに機器の交換又は修理を行うこと。やむを得ない事情により、交換又は修理に1週間以上かかる場合は、事前に京都市と協議し、許可を得ること。</p> <p>5 納品条件</p> <p>(1) 機種選定</p> <p>ア 各納品物（品目別）は、全台同一機種で納品すること。</p> <p>イ 全ての機器及びソフトウェアは、納品前に納品物のカタログ等を提出し、京都市の承認を得たものに限る。</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>【別紙8】のとおり。</p> <p>(3) 設置、設定、展開作業等</p> <p>本件の履行に当たっては、次の役割分担でリース対象機器を利用できる状態にしたうえで納品場所に設置すること。</p>

項目		受注者	運用管理者
1	リース対象機器の調達	○	
2	機器設置・配送スケジュールの作成	○	
3	マスター機、パソコンクローニング作業用メディア及び各種設定手順書の作成		○
4	パソコンのクローニング他セットアップ作業	○	
5	納品場所への設置(動作確認を含む。)・配送	○	
6	納品後の保守管理		○

※運用管理者…光京都ネットを運用管理する光京都ネットサポートデスクを指す。
設置等に関する作業の詳細については、以下のとおりとする。

ア 落札後、速やかにキックオフ会議を開催し、納品予定機器一覧、全体スケジュール及び緊急連絡先を含めた作業連絡体制図を提出し、それぞれの内容について説明すること。

イ 「動画編集機（付属機器類を含む。）」3台を先行して納品すること。当該先行納品機器はマスター機作成のために使用し、また、マスター機作成には約3週間を要するので、本契約全体のスケジュールを考慮したうえで納品すること。

ウ 今回導入するパソコンのマスター機作成は運用管理者が行う。受注者は、京都市が提供するパソコンクローニング作業用メディア及び手順書により、パソコンのクローニング、マスター機に含められない京都市指定ソフトウェアのインストール等のキッティング及び現地セットアップ作業を行うこと。

エ 仕様書に明記している機器の設置及び稼働に必要な機材、ケーブル等も併せて用意し、接続した状態で納品すること。

オ 搬入に伴う梱包材等の廃棄物等の処分及び作業を行う室内の清掃は、受注者が適切に行うこと。

(4) 納期

賃貸借契約開始日までに、各納品場所において、全ての機器が既存の光京都ネット（GIGA系LAN（GIGAスクール構想に基づき新たに構築した高速大容量の通信ネットワーク。）又は事務系LAN）で利用できるように設定したうえで、納品すること。

(5) 完了報告

ア OSを含む全てのソフトウェアについて、付属DVD-ROM及びライセンス証書を京都市が指示する数量提出すること。

イ 各納品場所において納品確認一覧表に受領印を受け、納品・設置完了後に京都市に提出すること。納品確認一覧表の様式は別途指示する。また、不備な点は京都市の指示どおり期日までに改善すること。

ウ 機器の設定作業を実施し、指定場所に納品を完了した後、全ての機器についての設置情報を記した報告書を、電子データで各2部、京都市に速やかに提出すること。

(6) その他

ア ソフトウェアはリース期間中の使用权を保証すること。そのうちパソコンに帰属しないソフトウェアについてはリース終了後無償譲渡とすること。また、使用权登録を京都市の指示のもとに登録し、証明書を納品すること。

イ 設置、輸送、動作確認に係る費用については、全て受注者が負担すること。

6 再委託

受注者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に申請し、その承認を得ること。

7 契約条件

この契約は、「長期継続契約」とする。

1 京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に京都市が受注者に対して支払った賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を京都市に請求することはできない。

3 受注者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。

8 その他

本仕様書によるほか、添付の「電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書」に従い本業務を遂行すること。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和5年4月1日

電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る 共通仕様書

(総則)

- 第1条** この電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機の保守を含む賃貸借において、情報セキュリティの確保など賃貸借契約の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

(履行計画)

- 第2条** 賃貸人（複数の事業者で構成する連合体がこの契約を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、この契約の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲がこの契約の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

(秘密の保持)

- 第3条** 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外使用の禁止)

- 第4条** 乙は、次に掲げるものをこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 賃貸物件
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 契約の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（賃貸物件に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

(複写、複製及び第三者提供の禁止)

- 第5条** 乙は、賃貸物件、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

第6条 乙は、この契約の履行に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他契約の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に履行させる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約に係る義務の履行の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第10条 乙は、賃貸物件及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対しこの契約の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、作業内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。
- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から賃貸物件及び契約の履行において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 9 乙は、契約の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる契約の履行に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、賃貸物件及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の

書面による同意を得た場合は、この限りでない。

- 13 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。賃貸物件のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 14 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。賃貸物件のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 15 乙はこの契約を履行するために賃貸物件の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

（データ等の廃棄）

- 第11条** 乙は、契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。ただし、個人番号利用事務系（個人番号利用事務又は戸籍事務に関わる情報システムをいう。）の情報を取り扱っていた場合は、本市の承諾を受けない限り、物理的に破壊する方法により行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

- 第12条** 乙は、賃貸物件及びデータの管理状況並びにこの契約の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及びこの契約の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生のお知らせ）

- 第13条** 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害

拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第14条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第15条 甲は、契約書第5条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第5条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、賃貸物件を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、賃貸物件に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又

は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、契約書第 5 条第 1 項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第 5 条第 1 項の検査に合格した時点（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第 19 条 この契約の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この契約の履行に必要な機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

機器納品に伴う設置・設定等

項目名	作業内容等
1 動画編集機	<p>(1) 既存動画編集機と置き換えて設置すること。既存動画編集機の LAN ケーブルは取り外し、モニタ等の周辺機器と併せて撤去できる状態にまとめておくこと。</p> <p>(2) 職員室内の指定する場所に設置したうえで、GIGA 系 LAN に接続し、指定したコンテンツ、インターネット等が使えるように設定すること。</p> <p>(3) 同時期に別途調達する「職員室モノクロプリンタ」から USB 接続で印刷できるよう設定及び配線を行うこと。新規プリンタの導入がない学校については、既存プリンタ 1 台から USB 接続で印刷できるよう設定及び配線を行うこと。ケーブルの長さは最大 5m までとする。USB 接続に当たっては、「動画編集機」本体に設けている全ての差込口で利用できるように設定すること。</p>
2 プロジェクター	<p>(1) 職員室に、箱に入った状態で納品すること。</p>
3 書画カメラ	<p>(1) 職員室に、箱に入った状態で納品すること。</p>

機器仕様明細書

納品場所ごとの導入台数は、【別紙5】を参照すること。

1 動画編集機 計32台

仕様等	
<本体>	
(1)CPU	インテルCore i5 14500以上
(2)主記憶装置 (メモリ)	16GB以上
(3)ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> OSインストール用 M.2SSD 512GB以上 外付け2TB以上 (USB3.0/USB3.1接続)
(4)ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 標準で内蔵 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、RemotePowerOn (Wake-on-LAN) に対応
(5)グラフィックスアクセラレータ	NVIDIA T400以上、GeForce GTX 1650以上、Quadro P620以上、Radeon 520、Intel Iris Xe MAX 100 Graphics以上のいずれかを満たすこと
(6)光学ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> 外付け可 (外付けの場合はUSB3.0/USB3.1接続とする) 読み込み：CD-ROM48倍速以上、DVD-ROM12倍速以上及びBD-ROM8倍速以上 書き込み：CD-R48倍速以上、DVD±R8倍速以上及びBD-R6倍速以上
(7)インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> USB Type-A 3.2×4ポート以上、USB Type-C 3.2×1ポート以上 HDMI端子又はDisplayPort×2以上 (それぞれ、Mini、Micro端子も可) マイク入力×1以上及びヘッドフォン出力×1以上 (マイク/ヘッドホンコンボジャック×1以上でも可) ライン出力×1以上
(8)ディスプレイ接続方法	<ul style="list-style-type: none"> 本体からのディスプレイへの出力は、HDMI端子又はDisplayPort (それぞれ、Mini、Micro端子も可) を利用することとし、必要に応じて、変換ケーブルを用意すること。 グラフィックスアクセラレータで処理した映像信号を高速で出力できること。
(9)サイズ	110mm×350mm×350mm以内とする。(突起物やスタビライザを除く。)
(10)OS	Windows 11 Pro に対応すること。(ライセンスは京都市が提供する。)
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティチップ (TPM : Trusted Platform Module) 又はインテル PTTを搭載していること。
(12)メーカー保証	<p>パソコン本体は5年間のメーカーセンドバック保守を付加すること。 (5年間の引取修理サービス及び修理に必要な部品の無償保証期間を有すること。オンサイト修理サービスも可とする。)</p> <p>なお、パソコン本体に付属する周辺機器のメーカー保証が5年に満たない場合は、導入業者において、5年間の修理・交換を行うこと</p>
<ディスプレイ>	
(1)画面サイズ	20インチ以上のワイド型フルHD液晶画面
(2)解像度	<ul style="list-style-type: none"> 1,920×1,080ドット (1,677万色) 以上 フルハイビジョンに対応可能
(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記<本体>と接続すること。 スピーカーを搭載していること。
(4)メーカー保証	5年間の製品保証期間を付加すること。
<キーボード>	
USB接続、日本語 (かな表記付き)、109キー以上	

2 プロジェクタ 計27台

仕様等	
(1)明るさ	3,600ルーメン以上
(2)画素数	1,280ドット×800ライン以上
(3)アスペクト比	16:10又は16:9
(4)コントラスト比	16,000:1以上
(5)投映レンズ	ズーム1.2倍以上、手動フォーカス
(6)投射距離	60インチスクリーンに2.0m以内で映すことが可能
(7)台形歪み補正	<ul style="list-style-type: none"> ・自動/手動 垂直方向±30° 以上 ・手動 水平方向±30° 以上
(8)入力端子	<ul style="list-style-type: none"> ・HDMI×1以上 ・アナログRGB×1以上 ・ビデオ×1以上 ・音声（ステレオミニジャック又はRCA R/L）×1以上
(9)音声出力	15W以上のスピーカを内蔵
(10)ランプ寿命	10,000時間以上（エコモードオフ）
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・終了時に電源ボタンを押した後、直ちに電源コードを抜くことができること。 ・バージョン2.0以上、2mのUSB(Type-C)－HDMI変換ケーブルを添付すること。 ・ソフトキャリングケースを添付すること。
(12)メーカー保証	1年間の製品保証期間を付加すること。 （初期付属ランプのみ、6箇月程度のメーカー保証を付加すること。）

3 書画カメラ 計16台

仕様等	
(1)画素数	1,300万画素以上
(2)撮影範囲	A4以上
(3)ズーム	デジタルズーム16倍以上であること
(4)フォーカス	ワンプッシュオートフォーカスに対応すること
(5)撮影速度	60 フレーム/秒に対応すること
(6)出力端子	<ul style="list-style-type: none"> ・RGB×1、HDMI×1、USB×1 ※各端子（USB/HDMI OUT /RGB OUT）より同時出力が可能であること ※USBバスパワーに対応すること
(7)本体機能	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラヘッドが左右90度回転すること ・本体ボタンにて画像回転 0° / 180° 可能なこと（ソフトウェア使用不可） ・LED照明を有すること ・内蔵マイクを搭載していること ・本体に一時停止（フリーズ）機能が搭載されていること ・折り畳み可能で、持ち運びが容易であること
(8)その他	既存TVと接続用にHDMIケーブル5mを添付すること
(9)メーカー保証	5年間の製品保証期間を付加すること。

リカバリーソフト

初期設定及びトラブル時に対応できるよう、下記のようなリカバリーソフトを用意すること。(32 ライセンス)

項目名	作業内容等
リカバリーソフト	<ul style="list-style-type: none">(1) マスターPC のディスク内容を同じ構成で作成することができるデプロイ機能を有すること。(2) Windows 11 に対応すること。(3) 32 ビット UEFI 及び 64 ビット UEFI に対応すること。(4) 異なるハードウェア (PC) に対してイメージを展開可能なこと。(5) PC 名、IP アドレス等も複数の PC に一括設定が可能なこと。(6) ネットワーク (PXE) ブートで起動ディスクが不要なこと。(7) 導入後 1 年間のメーカー問合せが可能なメンテナンス契約を付けること。

展開作業等

作業内容等

- (1) 展開作業に係る全ての経費及び必要な事務手続きは、受注者が負担すること。
- (2) 既存ネットワークに接続することとなるため、ネットワークへの接続及び設定に伴って発生する費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 納品校に納める機器の設定及び装置作業については、騒音及び安全に配慮し、必ず教育活動を優先させて、スケジュールを構築すること。
- (4) 機器の設置に当たっては、既存機器を LAN ケーブルから取り外したうえで新機器を設置し、ユーザーが即時使用できる状態にして引渡しを行うこと。
- (5) データ移行作業は、本契約の対象外とする。
- (6) 今回構築するコンピュータにおいては、マイクロソフトのポリシーに沿った構築及び認証を行う。
- (7) メーカープリインストール OS のクローニング作業は禁止とし、今回のマスターイメージは、ボリュームディスクメディアからインストールしたものを提供する。ライセンス認証方法は、京都市が指定する。
- (8) 導入機器には、京都市が指示する管理番号（コンピュータ名）を設定すること。
- (9) 設置前に京都市が機器管理上必要な情報（納品日、納品場所、機種名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス）について、指定の形式のデータで提出すること。作業完了時には、一体化した資料として京都市に電子データで提出すること。
- (10) 全ての機器に「令和 6 年度動画編集用コンピュータ及び周辺機器」のシールを作成し貼付すること。また、シールには、市章及び上記表示とともに契約業者名、導入業者名、保守業者名及びそれぞれの連絡先を明示し、シールは容易に剥せず、表示文字が消えない材質のものとする。
- (11) 管理番号、導入年月日等を記載したラベルを作成し、付属品を含めた全ての機器に貼った状態で納品すること。
- (12) 各ラベルサンプルについては、落札後に京都市から通知する。
- (13) 本調達機器の納品後、初期不具合及び運用に関する諸問題があった場合は、速やかに改善すること。また、京都市が不相当と認めた事項についても改善すること。
- (14) 今回の調達により不要となった旧機器は、各設置場所から各納品校が指定する場所に移動させること。なお、旧機器の回収は不要とする。
- (15) 学校事務支援室に納品する機器については検証機及び予備機として活用するため学校に導入したものと同様の設定を行い、改めて箱に入れ、箱に管理番号を記載したうえで納品すること。
- (16) 機器の設定作業を実施し、指定場所に納品を完了した後に、全ての納品物に関して京都市が機器管理上必要な情報（納品場所、機種名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス、BIOS バージョン等）について、指定する形式で速やかに提出すること。（紙及び電子データ）
- (17) 今回の契約履行のために受注者にて作成し、京都市に提出した成果物の著作権は京都市に帰属する。そのため、当該成果物の加筆、修正等の二次加工及び第三者への資料提供などについて、異を唱えないこと。
- (18) 仕様書において詳細に明記することができないような内容並びに設定及び設置作業において発生した疑問点については、必ず、京都市と協議を行い、その決定をもって展開作業を進めること。協議を図らずに展開作業を進めたことによって生じた手直し作業については、受注者の費用負担及び責任において必ず、速やかに修正を行うこと。

調達機器台数表

	学校名	1動画編集パソコン	2プロジェクタ	3書画カメラ
1	大宮小学校	1	1	0
2	待鳳小学校	1	1	0
3	二条城北小学校	1	1	0
4	洛中小学校	1	1	0
5	朱雀第四小学校	1	1	0
6	朱雀第七小学校	1	1	0
7	西大路小学校	1	1	0
8	七条第三小学校	1	1	0
9	祥栄小学校	1	1	0
10	明德小学校	1	1	0
11	岩倉南小学校	1	0	2
12	八瀬小学校	1	0	2
13	市原野小学校	1	0	2
14	北白川小学校	1	1	0
15	葵小学校	1	0	2
16	修学院第二小学校	1	1	0
17	山階小学校	1	1	0
18	陵ヶ岡小学校	1	0	2
19	小野小学校	1	1	0
20	嵯峨小学校	1	1	0

	学校名	1動画編集パソコン	2プロジェクタ	3書画カメラ
21	嵯峨野小学校	1	1	0
22	梅津北小学校	1	1	0
23	西京極小学校	1	1	0
24	葛野小学校	1	1	0
25	上里小学校	1	1	0
26	藤城小学校	1	0	2
27	桃山東小学校	1	1	0
28	醍醐西小学校	1	0	2
29	北醍醐小学校	1	0	2
30	久我の杜小学校	1	1	0
31	太秦中学校	0	1	0
32	檜原中学校	0	1	0
33	大原野中学校	0	1	0
34	東山泉小中学校(西学舎)	1	1	0
35	東山泉小中学校(東学舎)	0	1	0
36	学校事務支援室	1	0	0

調達ソフト仕様書

1 共通事項

- (1) 各ソフトウェアにおいて、アカデミックパックがある場合は、その製品での納品も可とする。
- (2) インストール作業にメディアが必要な場合は受注者で調達し、あわせて納品すること。
- (3) ソフトウェア等の詳細設定は、京都市と協議のうえ決定すること。
- (4) 調達数は、【別紙 7】を参照すること。

2 各ソフトウェア及び仕様内容

インストール対象は、「動画編集機」とする。

(1) 下記の仕様を満たす画像編集ソフト

ア オールインワンの写真編集ソフトで仕様内容を同一のソフトウェアで実装すること。

イ RAW 写真の編集ができること。

ウ XMP ファイルのメタデータを読み込み編集ができること。

エ 下記の画像の調整機能を有すること。

自動調整、露出、コントラスト、ホワイトバランス、ノイズ補正、赤目除去、美容補正、傾き補正、遠近補正、レンズ歪み補正、トリミング

オ 画像の傷を除去する機能を有すること。

カ 下記のツールにより描画できること。

ブラシ、チョーク、パステル、クレヨン、色鉛筆、マーカー

キ モニターの色の管理を行うキャリブレーション機能を有すること。

(2) 下記の仕様を満たす動画編集ソフト

ア 下記の形式のファイルを取り込めること。

(ア) ビデオ：AVCHD、DV、HDV、AVI、MPEG-1/-2/-4、DivX、SWF、WMV、MOV

(イ) オーディオ：AC3、MP3、MPA、MOV、WAV、WMA、MP4、AAC、OGG

(ウ) 画像：BMP、JPG、PCT、PNG、TIF/TIFF、Camera RAW、DCS

イ 下記の形式のファイルに出力できること。

(ア) ビデオ：AVCHD、DV、HDV、AVI、MPEG-1/-2/-4、WMV

(イ) デバイス：Apple iPod/iPhone/iPad/TV

(ウ) オーディオ：AC3、M4A、OGG、WAV、WMA

ウ 下記の映像編集ができること。

(ア) 複数ファイルの変換、ビデオクリップの追加、クリップのトリム、写真の追加、ビデオ再生速度の変更、固定フレームの使用、シーンごとに自動分割、ホワイトバランスの調整、パン及びズーム効果の適用。

(イ) あるシーンから次のシーンへスムーズに移行ができるトランジション効果が 10 種類以上あること。

(ウ) テキスト効果及びアニメーション効果のあるタイトル及び字幕が入力できること。

(エ) 異なるカメラで異なるアングルから撮影されたイベントの映像から編集するマルチカメラ編集が可能なこと。

ソフト調達台数

	学校名	画像編集ソフト	動画編集ソフト
1	大宮小学校	1	1
2	待鳳小学校	1	1
3	二条城北小学校	1	1
4	洛中小学校	1	1
5	朱雀第四小学校	1	1
6	朱雀第七小学校	1	1
7	西大路小学校	1	1
8	七条第三小学校	1	1
9	祥栄小学校	1	1
10	明德小学校	1	1
11	岩倉南小学校	1	1
12	八瀬小学校	1	1
13	市原野小学校	1	1
14	北白川小学校	1	1
15	葵小学校	1	1
16	修学院第二小学校	1	1
17	山階小学校	1	1
18	陵ヶ岡小学校	1	1
19	小野小学校	1	1
20	嵯峨小学校	1	1
21	嵯峨野小学校	1	1
22	梅津北小学校	1	1
23	西京極小学校	1	1
24	葛野小学校	1	1
25	上里小学校	1	1
26	藤城小学校	1	1
27	桃山東小学校	1	1
28	醍醐西小学校	1	1
29	北醍醐小学校	1	1
30	久我の杜小学校	1	1
31	東山泉小中学校(西学舎)	1	1
32	学校事務支援室	1	1
		32	32

納品場所一覧表

	学校名	住 所
1	大宮小学校	京都市北区大宮中ノ社町37
2	待鳳小学校	京都市北区紫竹西北町1-3
3	二条城北小学校	京都市上京区浄福寺通下立売下る中務町487
4	明德小学校	京都市左京区岩倉忠在地町221
5	岩倉南小学校	京都市左京区岩倉北四ノ坪町33
6	八瀬小学校	京都市左京区八瀬秋元町324-1
7	市原野小学校	京都市左京区静市野中町105
8	北白川小学校	京都市左京区北白川別当町70
9	葵小学校	京都市左京区下鴨東梅ノ木町8
10	修学院第二小学校	京都市左京区一乗寺里ノ西町35
11	洛中小学校	京都市中京区壬生坊城町57-1
12	朱雀第四小学校	京都市中京区西ノ京笠殿町164
13	朱雀第七小学校	京都市中京区壬生東土居ノ内町20
14	山階小学校	京都市山科区西野大手先町21
15	陵ヶ岡小学校	京都市山科区御陵岡町45
16	小野小学校	京都市山科区小野蚊ヶ瀬町2
17	西大路小学校	京都市下京区七条御所ノ内西町71-1
18	七条第三小学校	京都市下京区西七条西石ヶ坪町5
19	祥栄小学校	京都市南区吉祥院蒔絵町14
20	嵯峨小学校	京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1
21	嵯峨野小学校	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町53
22	梅津北小学校	京都市右京区梅津開キ町16
23	西京極小学校	京都市右京区西京極芝ノ下町31
24	葛野小学校	京都市右京区西京極葛野町2
25	上里小学校	京都市西京区大原野上里南ノ町300
26	藤城小学校	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町37
27	桃山東小学校	京都市伏見区桃山町伊庭12
28	醍醐西小学校	京都市伏見区醍醐川久保町1
29	北醍醐小学校	京都市伏見区醍醐片山町11
30	久我の杜小学校	京都市伏見区久我東町209
31	太秦中学校	京都市右京区太秦多藪町14-144
32	檜原中学校	京都市西京区檜原蛸田町11
33	大原野中学校	京都市西京区大原野上里南ノ町18
34	東山泉小中学校	(西学舎) 京都市東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527
35		(東学舎) 京都市東山区泉涌寺山内町5
36	学校事務支援室	京都市中京区西ノ京東中合町1